

第 67 回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：平成 29 年 10 月 20 日（金） 10：00～12：00

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 8 階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 高橋滋部会長（司会）、大橋洋一構成員、小早川光郎構成員、磯部哲構成員、勢一智子構成員

〔政府〕 大村慎一内閣府地方分権改革推進室次長、加瀬徳幸内閣府地方分権改革推進室次長、齋藤秀生内閣府地方分権改革推進室参事官、五嶋青也内閣府地方分権改革推進室参事官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題

平成 29 年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番 47：国土交通大臣の承認を受けたドローン等無人航空機の飛行に係る制度の見直し（国土交通省）>
（高橋部会長）個人情報の問題があるため、市区町村に情報提供できないということだが、法令に従って必要な事務を処理する場合は個人情報保護法においても妨げられないため、法令で仕組みをつくれば、市町村に個人情報を提供することは可能だと考える。

（国土交通省）法律に基づいて通知を行う場合は、適用除外になる可能性があるのではないか。

（高橋部会長）条例においても、法令に従って処理を行う場合になると考えている。

（国土交通省）そのことは承知しているが、現在の状態としての話である。

（高橋部会長）無人航空機の飛行情報の共有システムについては、万人が見ることができるようなシステムを構築し、それを地方公共団体が閲覧することを想定していると思うが、地方公共団体に対しては、必要な情報を独自に加えた上で提供いただくことは考えられないか。

（国土交通省）データベースは一つのデータベースを使用することになるが、ユーザーによって表示画面を変える等の措置を行うとシステム自体が煩雑になる。地方公共団体が必要とする情報については、個別にヒアリングを行うが、何日の何時にどのようなものがどの辺りを飛んでいるか等の情報が必要だと当方は考えており、航空機の衝突防止のために必要な情報と重複するところが多いと考えている。システムの構築は、無人航空機の飛行に興味がある地方公共団体の要望も聞きながら、アクセス可能な情報を検討することを考えているが、現時点においてユーザーごとに閲覧可能な画面を変えること等については検討していない。システム構築上、可能性は排除されないと思うが、現時点ではそのようなことは想定をしていない。

（大橋構成員）本提案が発出されたのは、イベントなどでドローンが飛行することで安全面に危害を及ぼしかねない場合や、文化財や資源保護の観点から、どのようなところからどのようなものが飛んでくるか確知したいという行政上の需要によるものである。条例において行政指導等を行う権限が与えられる仕組みのもと、地方公共団体が飛行情報等の提供を受けることは、一般市民が求める情報とは異なるレベルで必要性や正当性があるため、システム構築の費用等の問題ではないと考える。

（国土交通省）当該システムは一般的にアクセスできるデータベースではなく、無人航空機のユーザー、有人航空機のユーザー及び地方公共団体の 3 者がアクセスすることを想定している。その際、どのような情報が必要でどのような形で閲覧できればよいかを論点であると考えており、地方公共団体のニーズにも応えられるようなシステムを構築することを考えている。共有システムの建て付けとしては、地方公共団体等にしっかりと情報提供を行うことを予定しているため、異なる画面表示等のシステム構築もあり得ると思うが、必要な情報が提供されることが重要だと考えている。

（高橋部会長）異なる画面表示ということではなく、アクセス権限によって閲覧できる情報が異なるということは可能かということである。

- (国土交通省) システム上は可能だと思うが、必要性がどこまであるかということだと思う。
- (高橋部会長) 申請者の連絡先や氏名は航空機の衝突防止のためには必要ないが、地方公共団体が取り締まり等を行う上では必要である。そのため、必要とする情報は地方公共団体の方がはるかに多いことが考えられるため、その辺りを踏まえてヒアリングを行っていただきたい。
- (国土交通省) システムについては、ユーザー登録を行うことを前提としているため、そのような情報はデータベースに組み込まれる。個人情報とは任意で入力してもらうことになるが、いずれにせよ、どのような情報を地方公共団体が必要と考えているかをしっかりと把握した上で対応させていただきたい。
- (高橋部会長) よろしく願います。
- (磯部構成員) システムに個人情報を入力するかどうかは任意ということか。
- (国土交通省) システムへの登録自体はそれぞれ個人が行うこととなる。そのため、入力された情報を共有することについては、行政情報とは異なるものであるため、行政情報における問題点等は恐らく生じないということである。
- (磯部構成員) 行政が運営しているシステムに入力させるため、行政が取得する情報になるのではないか。
- (国土交通省) システムの運営方法も含めてこれから検討していく。どのようなニーズがあり、どのようなシステム構築を行うことで関係者が合意できるかということが重要であると考えている。
- (磯部構成員) 安全確保のために使えるシステムにするためには、情報を入力している人と入力していない人が両方存在しては意味がない。法令に基づいて運営しなければ、個人情報についても取得が進まないことが考えられるため、協議を踏まえた上で使えるシステムにすることに留意していただきたい。
- (国土交通省) どのようなニーズがあるかということと、ニーズにどのように応えていくかについては、システム利用者のニーズを踏まえた上で検討していきたい。
- (高橋部会長) 周知については直接、地方公共団体に対し行っていただきたい。条例において飛行を規制している事例や行政指導であれば妨げがないこと等、具体例も含めて直接、地方公共団体に周知をお願いしたい。
- (国土交通省) 直接、地方公共団体に周知するような形で、現在、前向きに検討を行っている。
- (大橋構成員) 現行の条例等において、罰則付きの条例を策定している事例もあるため、そのようなものも含めて周知いただきたい。
- (国土交通省) 周知については、当方のホームページにおいて無人航空機の飛行を規制している条例を、当方の知る限り紹介することを想定している。
- (大橋構成員) 航空法とは異なる目的で無人航空機の飛行を制限する条例を地方公共団体が制定することは問題なく、口頭、文書交付の行政指導や罰則について規定することも可能である旨を情報提供していただくと、現場も動きやすいのではないかと。
- (高橋部会長) 事例等についてホームページで例示しているので見てほしいという通知ではなく、全て紙に落とし込んだものを発出していただきたい。
- (国土交通省) 承知したが、当方の調査が完全なものかどうかはわからない。
- (高橋部会長) 例示ということである。
- (国土交通省) 例示という形になる。
- (高橋部会長) よろしく願います。

<通番 39-①：文化財保護を地方公共団体の選択により、教育委員会から首長部局へ移管することを可能とする規制緩和（内閣官房・文部科学省）>

(高橋部会長) まず、内閣官房にお聞きする。この制度は保存を前提として文化財を積極的に活用するという点で、文化財保護の所管について裁量性を広げることについては、活用としては効果的だという認識でよろしいか。

(内閣官房) 然り。地域の文化財に関しては、それを十分に保全するための地道な努力が必要であるが、そうした事柄を継続しながら適切に公開、活用していくことによって、地域の住民、子供たち、また、ほかの地域の方々、これは国内外あると思うが、多くの方々にその地域の歴史や文化に関して関心を持ってもらう上で、非常に重要な資産となり得ると考えている。地方自治体において、観光や地域振興など、多くの政策との連携を構築するという観点は重要と考えていて、今回、提案団体は保護の側面が後退しないた

めの措置も含めて提案しているので、自治体の選択に従い、首長部局でも所管できるようにするという本提案は、対応すべきものと考えている。

(高橋部会長) 文化庁からの説明も前向きに検討していただけるということで、お礼申し上げます。

(大橋構成員) 8月の中間取りまとめを紹介いただき、裁量性を向上させるという方向性が示されたことを確認した。その後、「ただし、」のところで、勘案してくださいということで4つの条件が付されているが、具体的にどのようなものと考えているのか。4条件の担保措置は必要最小限でないと、所管部局を移したのに実質共管のような形になってしまう。自治体が観光振興などと総合的・一体的にやりたいという方針の場合、審議会などがチェックする程度のことを考えているのか。それとも、より具体的な担保措置を考えているのか。いずれかによって、今回の制度改正の全体像も相当違ったものになる。

(文化庁) 文化財保護行政の在り方について、文科大臣からの諮問を受けて文化審議会企画調査会において議論している。文化財保護行政というのは、文化財保護法という法律があって、重要な文化財については国が国宝や重要文化財あるいは史跡名勝天然記念物といったものを指定して、これまでも必要な支援を行ってきている。今後、この文化財保護をより充実させるために、新たな取り組みとして、今までの指定等の制度に加えて、地域において総合的な文化財の保存と活用のあり方を計画的に進めていく、そういった仕組みづくりを検討しているところ。いわば、文化財を点として保存と活用をしていくのではなく、それぞれの地域がより主体性を持って、まず面的に文化財を捉えて、有形のもの、無形のもの、全てを把握していただいて、それぞれの地域でそれをどのように今後保存と活用を図っていくか。しかも、それを計画的にやっていただく、そのための仕組みづくり。

そうすると、当然、地域振興や観光振興、まちづくりといったことが関係してくるので、従来の教育委員会だけでは限界もある。これを首長部局がやったほうが、それぞれの地域の実情に応じてということで、望ましい場合もあるのではないかという観点から、あくまで我々としては文化財保護行政の充実を図る観点から、今回、首長部局が選択で担当してはどうかということで考えている。今、御指摘のように、そういった場合に、当然これまで教育委員会がやっていたことについて、先ほど申し上げた4つの観点ということが課題になってくる。その課題を解決する一つの取り組みとして、提案団体からも御提案があるように地方文化財保護審議会、これを必ず置いていただくことによって、そこで専門的な知見を反映させ、それを踏まえて首長部局のほうで文化財保護をやっていただくということが考えられるのではないか。

議論の過程でも、地方、特に小規模な自治体では、なかなか専門の職員あるいは有識者等の専門の人材の確保が難しいのではないかという御指摘もあるので、そういった専門性をいかに確保するか。専門的な職員を置くなど、そういったことをしっかりやっていただくことによって担保できるのではないか。また、教育委員会等との連携、これは運用の面もかなりあるので、そういったことをそれぞれの自治体でしっかりやっていけば確保できるのではないかと考えている。

いずれにしろ、今後の審議会において、さらに議論を深めていただくというように考えている。

(大橋構成員) そうすると、お考えのような、総合的な活用を前提とした新しい計画は、今回、文化財保護行政の所管が首長に移るということで、この計画を策定、マネジメントしていく主体は首長であって、首長が、場合によっては地方文化財保護審議会などに諮問するというようなイメージのシステムづくりということよろしいか。

(文化庁) 具体的に諮問を受けてどういう提案をするのかといった詳しいところは、今後さらに議論を進めていく必要がある。企画調査会の中でも、今も文化財保護法上は地方文化財保護審議会を置くことができるという規定があるが、その権限が明確でないので、仮に置いたとしても、そこがしっかりと意見を言えるようなもう少し強い権限を持たせるべきではないか、審議会の位置づけをしっかりとする必要があるのではないかという議論もあるので、これらの指摘を踏まえて、さらに検討を深めていきたいと考えている。

(高橋部会長) 地方文化財保護審議会という説明を頂戴したが、これは要するに、必置規制にするつもりか。

(文化庁) 今はできる規定で、必ず置かなければならないものではない。仮にそれぞれの自治体の判断によって首長部局が文化財行政を担当する場合に、先ほどの4つの課題の要請があるところ、それをクリアする一つの手段として、地方文化財保護審議会を置いたところについては移管が可能となるということでどうかという議論である。引き続き教育委員会が所管したいということであれば現行どおりの任意設置で良いと考えている。

(高橋部会長) 了解した。必置規制も分権の一つの課題であるので、事務局と設置形態等はよく相談し、過

- 去の分権の経緯に反しないように検討していただきたい。積極的に進めていただくことはありがたいが、その上で、過去の経緯に反しないよう、事務局とよく相談いただければと思う。
- (文化庁) 中間まとめへのパブリックコメントを行ったところ、8割・2割程度の比率で移管について慎重な意見が実は多い。ヒアリングで首長の方々は前向きな意見が多かったが、一方で文化財関係者の中では懸念を示す方もかなり多いのが実情であるので、その辺はしっかりと説明をしながら、理解を含めていく必要があると考えている。
- (高橋部会長) 移管された場合に地方文化財保護審議会を置くことについては我々も結構であると考えている。過去の経緯に反しないよう、しっかりと御検討いただければと思う。
- 今後のスケジュールはいかがか。
- (文化庁) 先ほど説明したように、11月末、遅くとも年内には第1次答申として企画調査会としての取りまとめを目指している。それを受けて、来年の通常国会に文化財保護法を改正する法案を提出したいと考えており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律もあわせて、それとセットでやりたいと今のところは考えている。
- (高橋部会長) ぜひそうしていただきたい。その際に、地方分権一括法という形もあり得るが、いかがか。
- (文化庁) いろいろな形態はあるかと思うが、先ほども申し上げたように、我々は文化財行政の充実を図る見直しの一環として今まで検討している中で、先ほどの地域における総合的な文化財の保存と活用のための計画等とセットで考えているので、議論もそれらと一緒にセットで考えたほうが良いと考えている。
- (高橋部会長) 教育長が教育委員会の委任を受けた事務に係る審査請求に関する案件(管理番号311番)については、地方分権一括法に乗るようお願いしている。その点も踏まえ、どういう形で法改正をすることが適当か、事務局と相談いただきたい。地方分権一括法に乗せることについては、前向きに御検討いただければと思う。よろしく願います。

<通番 28：町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止（国土交通省）>

- (高橋部会長) 3割の都道府県において協議の不調が発生していると判断する根拠は如何。
- (国土交通省) 協議が調わなかった場合には、協議が調わなかった事実や都道府県の意見も添えて、都市計画審議会に提出することを協議ルールの一例として挙げているが、今回の調査において、協議不調の事例がなかったとするものが66%あり、何らかの不調事例があり、不調だったという話を都市計画審議会にかけた上で判断しているものが約3割あった。これらについては、何らかの不調事例があったため、最終的にどのように処理をされたか等について詳細に分析を行いたい。
- (高橋部会長) 全体の3割ではなく、3割の都道府県で1件でも不調事例があったということか。
- (国土交通省) 然り。
- (高橋部会長) 都道府県からすれば支障だとしても、市からすれば別の説明が考えられるが、なぜ市には調査を行っていないのか。
- (国土交通省) 町村に対して同じように調査をしているので、まず、県がどのような問題意識を持って不調事例があると回答をしたか精査し、内閣府とも調整を行った上で、市に調査を行うことについては問題ない。意図的に調査を実施しなかったわけではない。
- (高橋部会長) マスタープランに整合しないことについては、都道府県側が整合しないとしているだけで、市側は整合しているという認識であることから、都道府県と市でマスタープランの解釈が異なる事例もあると考えている。協議不調ということについても、都道府県側からすれば協議不調だが、市側からすれば協議不調ではないということも当然あり得るため、最終的な評価を行う際には市側の見解も踏まえた上で、両者の見地から評価ができるよう調査いただければと思う。
- (国土交通省) その部分はよく理解した上で、今後調査を行っていきたいと考えている。
- (小早川構成員) 町村に関して、都道府県に調査をした結果、主な懸念として「市との協議が形骸化した」とある。その上のグラフを見ると、都道府県の中に2.1%、数でいうと1県ということになる。内容からすると、その都道府県の御意見だろうと推測される。1つだけだから、それは無視していいということはないと思うが、調査結果のまとめとしてそれが主な懸念として出てくることは、印象操作だとは言わないが、バランスに疑問を感じる。
- (国土交通省) 印象操作をしようとするつもりは全くないが、このような結果があったということを端的に

- 書いており、全体の4分の3は問題がないのではないかとやっていることも事実である。問題があると言っている都道府県が、具体的にどのようなことを言っているのかを書き込んだだけである。
- (高橋部会長) 全体の評価として、同意があるかどうかで変わりはないとは考えられないか。
- (国土交通省) 具体事例を聴取しなければ、現段階で判断することはできないと考えている。協議不調となった約3割から4割について、既に解決していれば問題はないが、問題等が生じているのであればいかなものかと考えている。懸念を持っている都道府県が一定あることは事実であり、幾つかの町村からも知事同意が必要なことで、自主性が損なわれた旨の意見があったため、その部分については丁寧に意見を聴き、検討を進めていきたいと考えている。
- (高橋部会長) 協議が形骸化したと言っている都道府県には既に聴取を行ったのか。
- (国土交通省) 現時点では、アンケートを取りまとめたという状況である。
- (高橋部会長) 都市計画法では整合義務が課されているため、事前に都道府県が関与している可能性もあるが、是正の助言や勧告など事後的な手段もあり得る。協議の形骸化についてはどのように評価を行っているのか。地方自治法に認められた法定の関与で不十分かというところも含めて検討いただきたい。
- (国土交通省) 都市計画は、一度策定すれば個人の権限を制限する効果を持つ。例えば、都市計画道路上に3階建て以上のもは建設できなくなる、用途地域に適合しないものについても建設できなくなる、容積率を超えたものも建設できなくなる、一定のものは建設不可となる。このように個人の権利に制限を与えることがあるため、事後に解消することについては様々な課題があると考えている。その部分も含めて論点を整理し、議論を進めたいと考えている。
- (勢一構成員) 本提案はだいぶ前から出ている提案であり、全国知事会の意見としても、同意不要としてよいとしているため、方向性としては同意を廃止することで支障はないと考えている。論点は、進め方や条件整備だと考える。
- 今回の都道府県に対する調査のうち、市に対する質問については、実際に生じた事例があり、事実の議論としてデータ見ることができ、町村については、仮に廃止された場合に支障が生ずると考えるかというものであるため、あくまで懸念に過ぎない。そのため、抽象的な内容もあり得るため、市の場合とは区別し、具体的なものがあるかも含めて精査をお願いしたい。
- (国土交通省) なぜ懸念を持っているかという点については、丁寧に聞き取り、判断をしなければならないと考えている。
- 人口減少、高齢化が進む中で、今後はコンパクトなまちづくりを行っていく必要がある。真剣にコンパクトシティに取り組む地方公共団体があり、それを進めていく上で障害となるようなことがあっては、将来に禍根を残すのではないかと考えている。その部分の懸念が払拭されるよう、どのように進めていけばよいかをよく考えていきたい。
- (大橋構成員) 本提案の検討を進めることで、広域調整等の問題が生じることが考えられるが、これは市の不調事例としても生じている問題であり、協議とは別に大型店舗の出店を抑制する等の仕組みが、市も含めて必要になると思われる。
- 先ほどの協議の形骸化という問題は、土地利用に係る個別の用途制限等の問題に限らず、地方公共団体間の競争の中での中心市街地の防衛等、さらに先鋭化したところの問題だと考えている。これまでは協議という仕組みで対応してきたが、市については、同意が外れたことで問題が顕在化しており、この問題については、制度設計も含めて協議制度の見直しに取り組む必要があると考えている。
- (国土交通省) 現時点において、対応可能かどうかは断言できないが、そのような問題意識は当方も持っている。広域調整の仕組みをどうするかということも含めて検討していきたいと考えている。
- (高橋部会長) 協議の実質化という点では、透明性をもった内実のあるルールに従って、適切に協議を行うことが極めて重要だと考えている。そのような意味で、徹底していただけることはありがたいと思う。協議ルールの更新については、取組が進んでいないのか。それとも、取り組んでいるが、合意がされていない状況か。
- (国土交通省) これまで説明会等の様々な機会で行っているが、実際に協議ルールを更新したとするものが9.3%であるため、市町村とまだ調整中ということもあるかもしれない。このような状況になっている理由も含めて分析し、周知徹底をすることで、しっかりと定着するよう努めていきたいと考えている。
- (高橋部会長) 担当者が積極的ではないのか、それともどこかがネックになってルール化が進んでいないの

か、原因分析を行い、助言いただければと思う。

(大橋構成員) 協議ルールのうち、「協議不調の場合、協議内容に対する考え方を市町村都市計画審議会に提出すること」が重要だと考えており、協議不調の場合に当事者だけで終わらせるのではなく、透明性をもって第三者において評価し、合理性のある不調かどうかの裁断を受けなければ地方公共団体間の調整の仕組みとしては不十分であると思う。これを協議ルールに記載している都道府県が2割ということが一番気になる場所なので、さらに指摘する必要はあると考える。

(国土交通省) 承知した。

(高橋部会長) 協議という関与の形態からすれば、協議ルールが行政主体間で内実のあるものになっていることが極めて重要であるため、新しい仕組みを進めるという点で、その辺りを検討いただきたい。

(小早川構成員) その部分が一番エネルギーを必要とするところだろう。

(高橋部会長) 分権は手間がかかり、担当としては大変だと思うが、ぜひ努力していただき、来年に向けてよろしく願いたい。

<通番33: 公有地の拡大の推進に関する法律に基づき取得した土地の利用に関する規制の緩和(国土交通省)>

(高橋部会長) 今更だが、調査の仕方について活用というのは、その制度があって、その制度をどのように活用するかということで真剣に考えるのが普通である。よって、今、制度がないところでどのように活用するかと問われても、なかなかすぐに思いつかないのではないかという気がしている。そのような意味では、説明資料の中で、具体的な事例、用途を想定したかは確認できなかったということであるが、フレキシブルな制度があれば、地方自治体もその制度を使ってどのようなことが可能なかを本格的に考え出すと思うので、この調査結果は一つの参考事例かなと当方は受け止めているが、その辺りは如何か。

(国土交通省) おっしゃるところ、十分理解する。

(高橋部会長) もう一つは、色々な形で周知徹底していただくのは極めてありがたいことだが、1点、認定地域再生計画では、内閣総理大臣認定という重い手続で、使いづらいと感じている地方自治体もあると思う。他方、都市再生整備計画についてはその手続が比較的簡便だと認識している。例えば、都市再生特別措置法第46条第2項の中で「公共公益施設の整備に関する事業」が示されているが、こういったものの活用の可能性の有無についてお聞きしたい。

(国土交通省) 公共施設と公共公益施設というものがどの範囲に及ぶか。これについては、実は都市再生特別措置法に公共施設の定義はあるが、公共公益施設の定義はない。そこはある意味で、市町村の判断によって使えるところもあるような気がする。公共事業とよく言われる電気などに必ずしも限定されるわけでもないようなニュアンスを受けるので、有効活用していただくのに非常に適した部分ではないかと考えている。

(高橋部会長) 例えば、駐車場などへの活用というのはどうか。

(国土交通省) もちろん駐車場という活用の仕方もある。駅前などに設置することによりまちづくりに非常に有効になっている場合もあるが、逆に言うと、駐車場というのは、場所によっては低・未利用地の代名詞として挙がってくるものなので、何でもかんでも空き地を駐車場にしておくのが向かないところもある。

(高橋部会長) 購買施設などは如何か。

(国土交通省) それはもちろんあり得るし、都市再生整備計画ではないが、福井県越前町では空き地の利用として、最近ポケットパークみたいなものが整備され、町内会や自治会で管理して、子ども達が集まったり、地域の行事に使ったりするところもある。

(高橋部会長) その辺りについて、解釈通知のようなものを出しいただくことは可能か。

(国土交通省) どのようなものが対象となるのか、最初から全部予見できるものではないので、どのような文面になるのかは分からないが、かなり使える範囲が広いということを示し、さらに、先買い土地関係ではないにしても、都市再生整備計画の活用事例を示して、参考にさせていただくことは十分可能だと思う。

(高橋部会長) 是非、その方向で願いたい。

(大橋構成員) 都市再生整備計画については、何か本体の基幹的な事業や計画がないと使えないのではないかという思いを持って勘違いしている地方自治体の事例が、ほかの提案でもあった。やはり、公共公益施設と書かれると、一般の公益的な施設でないといけないのではないかと考えてしまうと思うので、そこは厳

格な定義があるようなものではなく、地方自治体の判断によるということを示すとともに、先ほどおっしゃったポケットパーク、駐車場及び購買的な施設のようなものが例として考えられるということを積極的に示していただかないと、なかなかそのようなことに活用するところまでいかないかと思う。今言ったようなところがポイントになると思うので、その辺りをしっかり表に出すような形で通知していただければと思う。

(国土交通省) 承知した。この都市再生特別措置法自体は都市局の所管なので、当方が直接担当しているところではないが、改めて都市局に相談の上、文面について精査して、通知を出したいと思う。

(高橋部会長) あわせて、基幹的事業がないものでも都市再生整備計画の策定が可能ということは都市局に確認していただいたので、そのようなことも示していただければと思う。

(国土交通省) 承知した。できるだけ具体的にイメージしていただけるように文面等を工夫して、通知を出したいと思う。

(高橋部会長) それから、都市再生特別措置法第46条第2項第2号へで「その他国土交通省令で定める事業」とあるが、ここに何か先買い土地の活用のような例示を入れていただくようなことはあり得ないか。

(国土交通省) 現行、都市再生特別措置法施行規則第9条では、住宅街区整備事業と、その他国土交通大臣の定める事業ということで、その他の具体的なものはないが、どのような形のものが今後あり得るのか、都市局ともよく相談して、何かお示しできるものがあれば、なるべく具体的にそれもあわせて通知したいと思う。

(高橋部会長) 是非お願いしたい。

当方としては、都市再生整備計画に位置づけて、このようなことができるということを非常に豊かに地方自治体に示していただければ、地方自治体側もこのようなことができるのかと認識し、力強く事業を考えることができると思うので、是非その辺りについてはお願いしたい。

(大橋構成員) これは常識なのかもしれないのが、この都市再生整備計画というものが、大臣認定がなく地方自治体の判断で作成できるものだというのも併せて示していただくと、地方自治体もさらに積極的に活用すると思うので、その辺りも含めて、周知をお願いできればと思う。

(国土交通省) 承知した。当方が直接通知を出す先は、地方自治体の公拡法担当になるので、必ずしも都市計画に関して通じている方ばかりではないので、分かりやすく当たり前のことも含めて、書いて出したいと思う。

(高橋部会長) 地方自治体の中で内部連携していただきたいといったことも書けるか。恐らく、公拡法の担当部局だけで問題を抱えていて、悩んでいるというところもあると思う。

(国土交通省) 今回の調査結果でも、富山県氷見市のように庁内で関係部局の会議を設けて、地域の有効活用を図っているところもあるので、いくつか事例を示すのもいいかと思う。また、都市の関係というと、何か複雑でとっつきにくいという印象があるかもしれないので、専門でない行政職員でも分かるように示した上で、内部連携体制の事例なども付けさせていただきたいと思う。

(高橋部会長) 承知した。

<通番 49-②：都道府県経由事務の見直し（建設業許可申請等）（国土交通省）>

(高橋部会長) 行政手続コストを20%削減するためには、電子申請化が必須だと思う。3年、5年でということであれば平成31年3月までには基本的に20%削減するということになると思われるが、3年間で電子申請の可能なシステムを組むということではよいのか。

(国土交通省) 現時点で確たることは申し上げづらいが、通常このようなシステムを設計することになると、検討して一定の議論を踏まえた上で概略設計、詳細設計することとなるため、うまくいけば3年程度でシステムができるというのは、検討状況にもよるところであるが、ある程度は実現が見えてくるとは思われ、そのように努力はしていきたい。

(高橋部会長) これが5年後になってしまうと、規制改革に対してしっかりと説明をしないとイケなくなるため、3年で実施していただくことは重要と考える。

(国土交通省) そのように努力したい。

(高橋部会長) そのときに、電子で申請すれば基本的には受け判は出たことにし、それ以外については整備局に来ていただくという方向で措置すれば、経由事務が廃止できるという認識でよいのか。

(国土交通省) 基本的にはその方向である。逆に言えば、今回システムを検討するときには、電子申請し、一定の漏れがない申請書であれば、中身の審査に立ち入る前に受け判と同様のものが入手できるということをシステムの要件にしたいと考えている。

(高橋部会長) 申請書類が到達すれば行政手続法上は良いのではないかと。受け判というシステムはよく理解できない。

(国土交通省) 申請に必要な書類は幾つか法定されており、それがまがりなりにも記載されていれば受け付けられるが、多くのケースの中には、必須の申請書類が抜けているものもあり、そのようなケースについて受け付けたこととするのはなかなか難しいと思われる。

(高橋部会長) ただ、システム上で設計してしまえば、添付書類が揃っているためこれで申請が完了した、というようにできるのではないかと。

(国土交通省) 今は電子申請の話をしているのか。

(高橋部会長) 然り。

(国土交通省) 電子申請としては、当方が関わった先行事例では、申請後矛盾点がある場合には表示が出て、すぐ修正の指示が来るので修正した上で再送すると、受理されたという通知が送られてくるシステムになっているため、そのようなものを目指せば、先ほど構成員がお話したようになるのではないかとと思われる。

(高橋部会長) 現状の受け判のシステムはどうか。こちらの調査では、都道府県などに聞くと、形式的な要件を満たさなかった申請は、多い県でもせいぜい5%程度であり、そうなれば、結局中身の審査で何か聞くような必要がある場合については整備局に来ていただくことになるのではないかと。

(国土交通省) 近隣の事業者が来るのは当方としてありがたいことであるが、整備局で受け判を押すものの、確認書類と突合すると矛盾点があったりなどおかしいケースがある。このような場合、例えば電話などで連絡ししかるべき補正をしてもらう、ということを通行している。そのため、その場合には、例えば遠方の方であれば、整備局に足を運ぶ必要は基本的にない。

(高橋部会長) そのようにすれば、形式審査でも同様ではないかと。

(国土交通省) 基本的には、まず書類が揃っているかどうかなどということ、窓口で指摘してもらいたいという業者側のニーズがある。加えて、副本に受け判を押して早く持ち返りたいというニーズがあるため、行政側が対面でしっかり審査したいということを考えている自治体もある。先ほど申し上げたとおり、郵送提出が可能ということにしていても過半の業者が窓口に来ているということは、窓口でやりとりをするべく早く申請を完了したいということが、業者側のニーズであると認識している。

(大橋構成員) それは理解できるが、都道府県にしてみれば、例えば神奈川県では年間1,500件のうちの10件、たかだか0.7%の形式審査のために、神奈川県の高額な職員の人材と作業時間を費やしており、そのようなことを負担に感じている自治体が、本件の提案団体として複数の県が名前を挙げてきている。大事な仕事であれば、公務員がそれに一生懸命取り組んだら良いと思うが、非常に形式的な審査で、郵送提出として手戻りになったところで、今言った件数程度であつたら大した件数ではない。今までも確認資料は整備局に直接送っているのだから、それと申請書類を一緒に送付し、中の手戻りで0.何%が戻ったところでそこまで大した負担にはならない。受け判みたいなもの様式が必要だといふのであれば、その際に戻して、受け取ったという戻しをすればよく、整備局へ郵送提出とさせたいという自治体があつたときに、この形式審査を継続しなければならないとする理由にはならないのではないかと。自治体のマンパワーももっていない上、働き方改革という観点でも、このようなものにつき合わせることはどうかという気がする。率直に申し上げると、電子申請までの間であっても、郵送提出させたいという自治体があればそのようにしていただき、それでも郵送を選ばないという事業者の方がいるのであれば、整備局に足を運ぶのは、本人の自由であるということ整理いただくことはできないのか疑問である。

(国土交通省) 先ほど申し上げたように、地方公共団体に負担をかけていること自体は当省も認識しており、なるべく負担を軽減したいと考えているが、先ほど御指摘があつたように、確かにミスが起きる確率はあるけれども、実際に窓口で足を運びたいと思っている業者はかなりの数にのぼる。制度改正をした場合、整備局に足を運ばなければいけなくなる業者はかなりの数に上るとと思われる。最終的には業者の負担をどのように考えるかになるのではないかと考える。したがって、最終的には社会的コストをきちんと下げていくためには、電子申請という形をとることが適切ではないかと考える。

(高橋部会長) 許認可の手続コストの事業者の負担軽減について、今、様々なところをお願いしている。そ

これは、具体的には、足を運ばなくてもパソコンを接続し、簡便な画面で書面を見せ合いながら確認できるというようなことを経済産業省が始めており、そのような形でできるのではないかということである。事前に電子メールで送って確認し、テレビ電話やパソコンを通じて対話し、不足しているものを追送してもらうということは可能ではないかと思う。既に経産省が始めているため、ぜひそのようなことも考えていただければと思う。また、行政手続法上、受理というものが残っているということに抵抗感があり、申請書類は到達したら申請手続に入っているため、その時点で申請手続が開始しているということではいけないのか。

(小早川構成員) 私もそのように感じる。受理と受付は違うことかもしれないが、行政側の行為がそこに介入する。行政手続法の原則は到達ということなので、必要なのは到達の証明であり、それは配達証明でも何でも良いのではないかと考える。

(高橋部会長) 行政手続法が余り根づいていないので、この際、行政手続法の正しい考え方に基づいて実務を変えていただく方が良い。申請書が到達したらそこから申請手続が開始し、申請手続中は従前のものが継続する という取り扱いにすれば、窓口で早く受理して受付してもらうという業者側のインセンティブもなくなるのではないか。逆に言えば、これにより業者側の負担が軽減するように思える。

(国土交通省) 受け判と受理の行政手続法の考え方は、当方で十分整理できていないが、恐らくそのように取り扱ったときに、業者が窓口に来るといったニーズがほとんどないということになった場合、本日説明した議論の前提は変わってくるのかもしれない。当方が業者あるいは行政書士から聞いているのは、先ほどの受け判のことを説明したが、窓口で不備があるときに早目に指摘をしてもらいたいということもニーズとしてあるとは伺っているため、そのように説明させていただいた。

(高橋部会長) 許認可の手続コスト削減の議論もあると思われるため、どのようなことが負担軽減できるかということもあわせて検討いただき、経由事務をなくす方向は可能なのではないかとと思われる。そのため、ぜひ、事務局ともよく相談し、さらに閣議決定に向けて検討いただきたい。

(大橋構成員) 他のいろいろな許可や登録などの法律でも、直接、国、出先機関への提出という方法をとっている法分野もあるため、これまで重視してきたことは理解したが、経由事務を外すことが非常に突発的なことではなく、行われていることを考慮し検討いただければと思う。

(国土交通省) 当省も、現実で行われていることを無視して制度設計など検討しづらい。例えば経由事務を廃止したとして、そのときに窓口に来るニーズがなくなっていれば、整備局で受け付けたからといって人員が特に必要となるということはなくスムーズにいくと考える。ただ、当省が現実には直面している業者や行政書士のニーズがすぐになくなるかということ、責任を持って言及できないため、様々な検討が必要と考えている。

(高橋部会長) 窓口に来なくて済む制度というものが最良だと思われるため、それも含めて検討いただきたい。

(勢一構成員) 先ほどから事業者の負担を非常に懸念しており、それ自体重要であると考えている。しかし、郵送で提出できる仕組みと、実際に都道府県まで足を運んで提出するという仕組みとでは、どちらがコスト・手間がかかるかというのは判断が難しいと思われる。受け判について重視していたが、その必要がないということになれば、郵便であればポストに投函すればよいだけである一方、窓口に出向かなければいけないければ、平日の決まった時間に行かなければならず、仕事をしながらそのような作業を行うことになることを考慮すると、負担の軽減という意味では郵送の方が楽だと考える場合もあり得る。このことを考慮して、検討いただきたい。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)